

## 久山町指名競争入札心得書

### (目的)

第1条 久山町（以下「町」という。）が執行する建設工事及び当該建設工事に附帯する測量、調査、設計等の業務委託並びに物品の購入その他の契約に係る指名競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、久山町財務規則（平成 18 年規則第 11 号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところによるものとする。

### (入札等)

第2条 入札参加者は、仕様書、図面、現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、現場等について疑義があるときは、指定された期日までに入札質疑書を提出することができる。

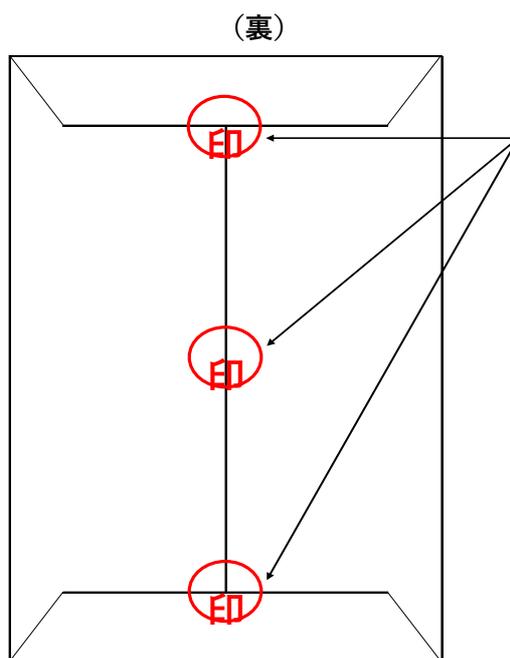
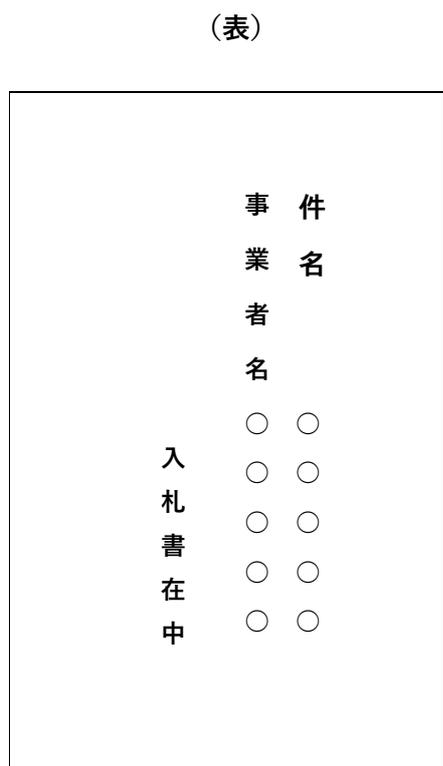
- 2 入札参加者は、入札書を作成し、入札公告又は指名通知書に示した方法で提出するものとする。
- 3 落札者の決定に当たっては、入札された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムにおいて入力すること。

#### ※当該入札に係る契約の消費税等額について

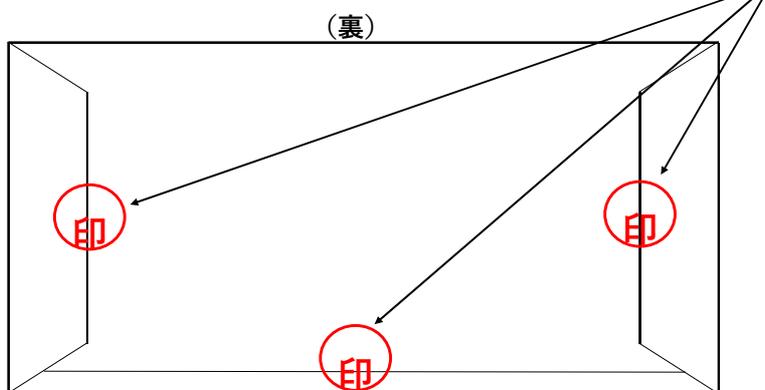
税法の改正による税率の変更に伴い、変更後の税率が適用される契約案件は、変更後の税率により課されることとなる消費税等額分における契約金額の変更を行います。

- 4 入札参加者は、集合入札において代理人をして入札させるときは、その委任状を作成し、持参させなければならない。なお、委任状には代表者名及び代理人名を併記し、両者の印を押印すること。
- 5 代理人が入札に参加する場合の入札書には代理人の氏名を記入の上、代理人印を押印すること。
- 6 入札書は封入・封印の上、提出すること。**※図のとおり**
- 7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 8 入札参加者は、建設工事の入札に際し、内訳書を提出しなければならない。なお、内訳書には代表者名を記載し、代表者印を押印のこと。
- 9 前項において、入札に際し、当該書類を提出しない者は、入札の参加を認めない。

【図】



※入札書に押印する印鑑で封印  
(上下フタ、継ぎ目)



※入札書に押印する印鑑で封印  
(上下フタ、継ぎ目)

(入札の辞退)

第3条 入札参加者は、入札書を提出するまでの間において、入札辞退届を提出することにより、自由に入札を辞退することができる。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、談合情報等があった場合には、町の事情聴取等に協力しなければならない。

5 本条第1項から第3項に該当する場合又は該当する疑いやおそれが払拭できないとされた場合は、入札を無効とすることがある。

(入札の延期又は取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 指名競争入札において、入札参加者が2人に達しないときは入札を取りやめるものとする。

3 天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

(無効の入札及び失格)

第6条 次の各号の一に該当する場合は、その入札を無効とする

(1) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者又は虚偽の申請を行った者がした入札

(2) 入札書又は内訳書が所定の場所及び日時に到達していないとき

(3) 委任状を提出していない代理人のした入札

(4) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できないとき

(5) 入札書に金額の記載がないもの

(6) 入札金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、記載事項の内容が確認できないとき

(7) 明らかに談合等によると認められるとき

(8) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

- (9) 建設工事の入札に際し、入札金額に対応した内訳書の提出がないとき
- (10) その他入札に関する条件に違反し、その入札が無効であると認めるとき

2 次の各号の一に該当する場合、その入札（参加者）を失格とする。

- (1) 予定価格を事前に公表した入札において、入札金額が予定価格の制限を超える入札
- (2) 最低制限価格を設定し、事前に公表した入札において、入札金額が最低制限価格を下回る入札
- (3) その他入札に関する条件に違反し、その入札が失格であると認めるとき

（落札者の決定）

第7条 入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 最低制限価格を設けた場合においては、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度の入札）

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち前条の規定による落札者がいないときは、再度の入札（以下「再度入札」という。）を行うので、開札の日時に連絡がとれるようにしておくこと。ただし、予定価格の事前公表を行ったもの又は郵送による入札を行うものについては、再度入札は行わない。また、電子入札を行う案件において、一度目に郵送又は持参で紙入札を行った者は、再度入札に参加できない。

- 2 無効な入札をした者及び最低制限価格を設けた場合において当該競争入札に参加した者のうち、最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- 3 再度入札の執行回数は2回とする。
- 4 再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約を行うことができる。

（同一価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第9条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじ（電子くじを含む。以下同じ。）により落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金等)

第10条 落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保（以下「契約保証金等」という。）を納付又は提供しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部の納付又は提供を要しない。

- (1) 保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、当該保険会社はその証券を提出する場合
- (3) 過去2年間に、町若しくは町以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）とその種類及び規模を同じくする契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（履行完了日が確認できる履行証明書や完了承認通知書等）を提出する場合
  - ※ただし、建設工事に係る契約を除く。
  - ※種類を同じくする契約とは、「入札公告」又は「入札情報公開システムの発注情報」に記載された対象案件の業種と同じ業種の契約を指す。
  - ※規模を同じくする契約とは、対象案件の契約金額の概ね80%以上の契約金額の契約を指す。

(契約書の提出)

第11条 落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して原則として7日以内に契約書を町に提出し、契約を締結しなければならない。ただし、久山町議会の議決を要する契約については、仮契約を締結するものとする。

- 2 前項ただし書きの場合については、久山町議会の議決後、その旨を落札者に通知したときに本契約となるものとする。
- 3 落札者が第1項に規定する期間内に契約又は仮契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。
- 4 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるので、直ちに、課税（免税）事業者届出書を提出すること。
- 5 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、当該工事の掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後1箇月以内に、町に提出しなければならない。
- 6 請負者は、対象の建設工事及び建設工事に附帯する測量、調査、設計等の業務委託について、必要に応じてCORINS又はTECRISの実績登録を行うこと。

(その他)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得書、仕様書、図面、契約書の案、現場等についての不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

第13条 諸般の事情（指名停止要件該当、その他町の過失によるもの等）により、落札決定を取り消すことがあっても、町は損害賠償の責めを一切負わないものとする。